

令和2年4月21日

保護者 様

京都府立須知高等学校
校長 湯川 佳秀

臨時休業に伴う教職員の在宅勤務について

このたび国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの要請に基づき、府内全ての府立学校を臨時休業とすることとなりました。

このような状況において、感染拡大防止のため、人と人との接触をできるだけ避ける必要があること、また万が一教職員の中から感染者が出た場合にあっては、学校の教育活動を維持する必要があることから、臨時休業期間に合わせ5月6日（水）までの期間において、教職員の在宅勤務を実施いたします。

本校におきましては、教職員を3つのグループに分け、交代で勤務することにより、7割程度の教職員の勤務を削減します。このため、学校に御連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があり、その場で対応ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担当の教職員と相談の上、折り返し連絡させていただきますので、御理解願います。

また、休業期間中には原則として登校日を設定しませんが、学習指導や進路相談などの個別指導が必要なお子様につきましては、必要最小限の登校を個別に御連絡させていただき、個別指導をすることとしています。

緊急事態宣言が発出される中、本校生徒の感染拡大防止と学習保障の両立に努めて参りますので、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。